

令和8年度 浜松市トライアル発注認定事業

募集要項

【申請書類の提出締め切り】

令和8年5月22日(金曜日)まで【必着】

※申請ご希望の方は、令和8年5月15日(金曜日)までにご連絡ください。

申請に必要な様式は、浜松市公式ウェブサイトからダウンロードいただけます。

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp> ⇒ トライアル発注)

【提出先・お問い合わせ先】

〒 432-8036

浜松市中央区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館8階

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 事業支援グループ

電話:053-489-8111

E-mail:hanro@hai.or.jp

令和8年4月



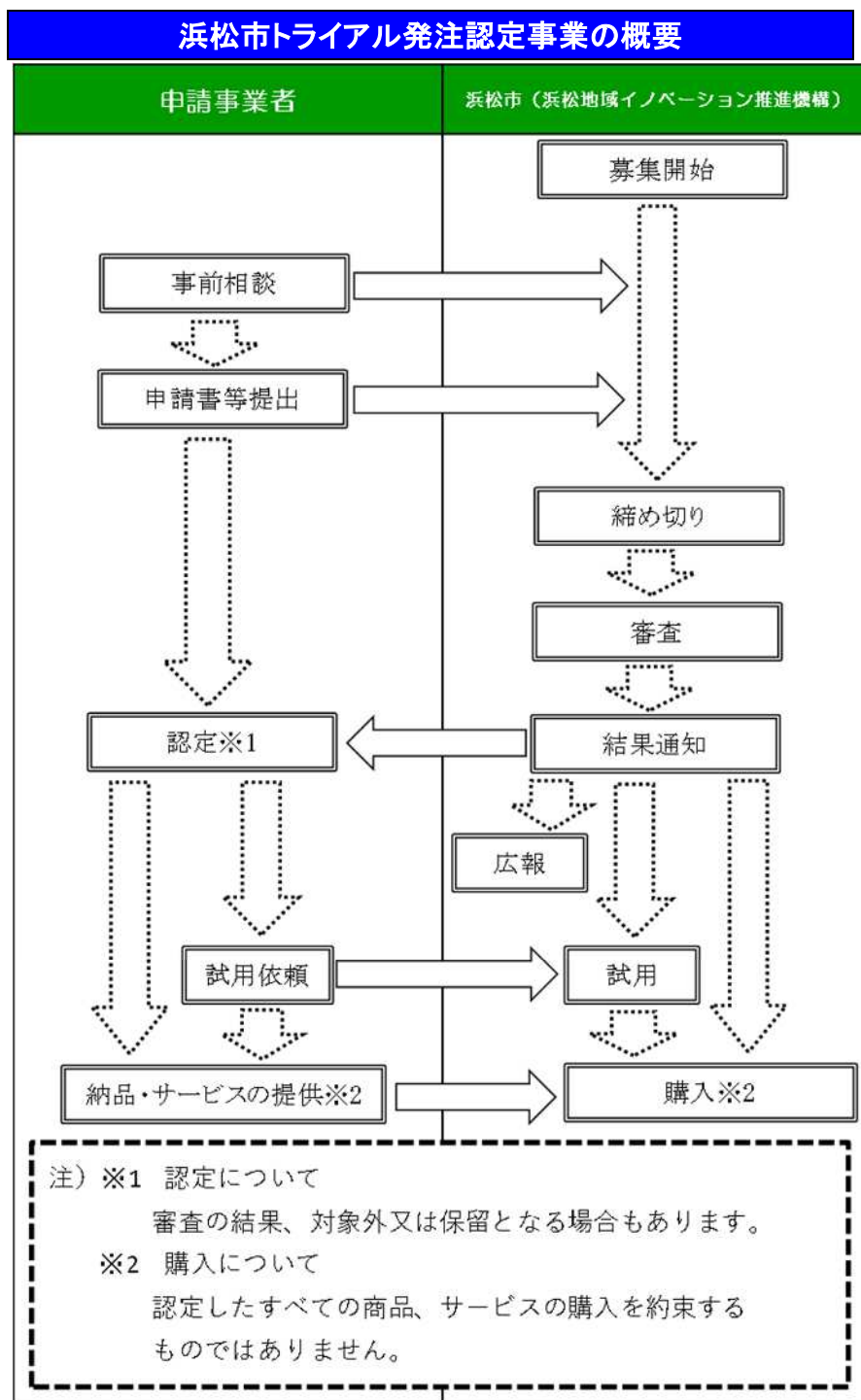
《目次》

1 事業の概要	P3
2 結果通知の区分	P4
3 認定のメリット	P4
4 認定期間	P4
5 商品(物品)と役務(サービス)について	P4
6 対象となる商品・役務	P5
7 認定対象者	P6
8 スケジュール	P7
9 申請書類及び申請方法	P8
10 提出先・お問い合わせ先	P10
11 留意事項	P10
12 認定の取り消し	P11

1 事業の概要

市内の中小企業者等が開発し、製造又は提供する優れた新商品(物品)又は新役務(サービス)を浜松市が認定し、積極的にPRを行うことなどによって販路開拓を支援することを目的に実施するものです。

なお、認定商品の一部については、市が優先的に導入を行います。



2 結果通知の区分

申請書に基づき審査を行い、以下の3つのいずれかの結果を通知します。

区分	内容
認定	新商品等が新規性、独自性、優位性を持つものとして認められるもの。
保留	新商品等が認定基準を満たしていないもの。 ※改善が見られた場合、次年度に再申請が可能です。
対象外	申請者又は新商品等が対象要件を満たしていないもの。 ※同一の新商品等で次年度以降に再申請することはできません。

3 認定のメリット

- ①認定された新商品等は、浜松市公式ウェブサイトへの掲載、プレスリリースなど、市が広報を行います。
- ②認定された新商品等は、その認定期間中、浜松市が競争入札によらない随意契約で購入することができます(根拠:地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)。
ただし、認定された新商品等の購入を約束するものではありません。
※市が随意契約できるのは、浜松市トライアル発注認定事業の認定事業者として認定された事業者のみです。同一の新商品等を取り扱っている場合でも、代理店等とは随意契約できません。

4 認定期間

認定を通知した日から2年を経過する日の属する年度末(令和11年3月31日)までを認定期間とし、この期間内は、随意契約が可能です。

5 新商品(物品)と新役務(サービス)について

新商品(物品)・新役務(サービス)のいずれかの区分を選択して申請してください。

新商品(物品)	新役務(サービス)
<ul style="list-style-type: none">・既製品として生産されるもの。・物品購入契約により調達されるもの。	<ul style="list-style-type: none">・各種サービスの提供を行うもの。・発注者の仕様により生産又は提供されるもの。

※商品単体で動作するソフトウェアなど、商品のみで機能・性能の提供が可能なものは、新商品(物品)に区分されます。

※商品のみでは機能・性能の実現が困難であり、商品に付随した役務の提供が伴うものは新役務(サービス)に区分されます。

6 対象となる商品・役務

以下の要件をすべて満たすものとします(根拠:浜松市トライアル発注認定事業実施要綱第2条及び第3条)。

- ①自ら開発し、浜松市内で自らの商品として製造又は販売する商品であること。
または、自ら開発し、浜松市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- ②申請時において、販売開始から概ね5年以内であること。
- ③市場性が見込まれる商品又は役務であること。
- ④地方自治法施行規則第12条の3第1項の要件を満たしていること。

《参考》地方自治法施行規則(抜粋)

第12条の3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供(以下この条において「新商品の生産等」という。)により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務(以下この条において「新商品等」という。)が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 第三項第四号に掲げる事項(=新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法)が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

【申請できない商品・役務】…ご注意ください。

- ・申請時点で販売を開始していない新商品等
- ・過去に申請した同一商品・役務。ただし、当該商品に機能等が付加され、使用者の視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、申請することができます。

7 認定対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります(根拠:浜松市トライアル発注認定事業実施要綱第4条)。

- ①浜松市内に事業所を有し、中小企業等経営強化法第2条第1項各号のいずれかに該当する方。
- ②浜松市税の滞納がない方。
- ③浜松市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でない方。また、それらの者と密接な関係を有しない方。
- ④-1《法人の場合》申請から認定の期間において、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱又は浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置をうけていない方又は措置要件に該当していない方。
- ④-2《個人事業主の場合》申請する場合、成年被後見人、被保佐人、被補助人、禁治産者、準禁治産者、破産者又は破産手続開始決定の通知をうけていない方。

《参考》中小企業等経営強化法(抜粋)

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

8 スケジュール

※日程は、状況により変更する場合があります。

①事前相談【令和8年5月15日(金)までにお済ませください】

- ・認定申請をお考えの方は、ご一報ください。
- ・口頭での要件確認や必要書類のご案内をさせていただきます。

※審査補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに関する資料等の提出を求める場合があります。

②認定申請書の作成・提出【令和8年5月22日(金)必着】

- ・申請書の項目をすべて記載し、添付書類とあわせて提出してください。

③書類審査【5月下旬】

- ・提出書類に基づき、対象要件を満たしているかを審査します。
⇒対象要件を満たしていないものは「対象外」に分類されます。
- ・書類審査終了後、審査会の日程をお知らせします。

《参考:対象となる商品・役務》

- ①自ら開発し、浜松市内で自らの商品として製造又は販売する商品であること。
または、自ら開発し、浜松市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- ②申請時において、販売開始から概ね5年以内であること。
- ③市場性が見込まれる商品。役務であること。
- ④地方自治法施行規則第12条の3第1項の要件を満たしていること。

《参考:認定対象者》

- ①浜松市内に事業所を有し、中小企業等経営強化法第2条第1項各号のいずれかに該当する方。
- ②浜松市税の滞納がない方。
- ③浜松市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でない方。また、それらの者と密接な関係を有しない方。
- ④-1《法人の場合》申請から認定の期間において、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱又は浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置をうけていない方又は措置要件に該当していない方。
- ④-2《個人事業主の場合》申請する場合、成年被後見人、被保佐人、被補助金、禁治産者、準禁治産者、破産者又は破産手続開始決定の通知を受けていない方。

④審査会【6月3日(水)(予定)】

- ・外部有識者等で構成される審査会で、商品等の「新規性・独自性・優位性」、「市場性」、「信頼性」を中心にプレゼンテーションをしていただき、質疑を行います。
⇒審査会で疑義が生じたものは「保留」に分類されます。
- ⇒審査会で「新規性・独自性・優位性」、「市場性」、「信頼性」が確認できたものは「認定」に向けた手続きに入ります。

⑤認定事業者の決定及び認定商品の公表【6月～7月】

- ・書類審査及び審査会の結果を踏まえた最終結果について、速やかに申請者へ通知します。
- ・「認定」となった事業者及び商品等について、浜松市公式ウェブサイト等で公表し、PRします。

⑥浜松市によるテスト導入又は購入【8月～】

- ・認定商品の一部を浜松市の機関が試験的に導入します。
- ・認定事業者は、浜松市に対して新商品等のテスト導入を求めることができます。
⇒諸般の事情により、テスト導入をお断りさせていただく場合があります。
⇒テスト導入の期間は最長1年間とし、テスト導入中に発生する費用は認定事業者の負担にてお願いします。
⇒テスト導入期間終了後、浜松市が購入を約束するものではありません。

9 申請書類および申請方法

事前相談終了後、以下の申請書類を作成いただき、郵送・宅配便により提出してください。【提出期限:令和8年5月22日(金)必着】

※FAX、電子メールでは受け付けできかねます。

※申請者が「法人」の場合と「個人」の場合で、必要となる添付書類が異なります。

【申請者が法人の場合の必要書類】

No.	申請書類
①	浜松市トライアル発注認定事業認定申請書(様式第1号) ※実施計画書を含む。
②	暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)
③	市税納付・納入確認同意書(様式第3号)
④	【SaaS(ASP サービス)、IaaS 等のクラウドを利用する商品を申請する場合】 浜松市 ASP・SaaS セキュリティチェックリスト(様式第5号)
⑤	定款又は寄附行為
⑥	登記事項証明書の写し

⑦	確定申告書第6号様式及び第10号様式の写し(本店や本社が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合)
⑧	直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては直近1年間の事業内容等を記載した書類)
⑨	その他商品等の詳細がわかる資料(パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類)
⑩	令和2年度以降に、浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱第11条の交付決定を受けた方又は浜松市実証実験サポート事業費補助金交付要綱第9条の交付決定を受けた方又は浜松市スタートアップ連携促進事業費補助金交付要綱第8条の交付決定を受けた方は、交付決定通知書の写し この書類を提出する場合、上記⑤、⑥、⑦、⑧の提出は不要です。

No.①、②、③、④は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

【申請者が個人の場合】

No.	申請書類
①	浜松市トライアル発注認定事業認定申請書(様式第1号) ※実施計画書を含む。
②	暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)
③	市税納付・納入確認同意書(様式第3号)
④	申立書(様式第4号)
⑤	住民票
⑥	【SaaS(ASP サービス)、IaaS 等のクラウドを利用する商品を申請する場合】 浜松市 ASP・SaaS セキュリティチェックリスト(様式第5号)
⑦	確定申告書の写し
⑧	身分証明書の写し(本籍地の市区町村長が発行したもの)
⑨	個人事業の開業・廃止等届出書等(代表者・屋号・事業所所在地等が分かる資料)
⑩	直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては直近1年間の事業内容等を記載した書類)
⑪	その他商品等の詳細がわかる資料(パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類)

No.①、②、③、④、⑥は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

10 提出先・お問い合わせ先

【提出先】 〒432-8036 浜松市中央区東伊場二丁目7番1号
浜松商工会議所会館8階
公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
事業推進部 事業支援グループ

【お問い合わせ先】 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
事業推進部 事業支援グループ 土屋
電話:053-489-8111
E-mail:hanro@hai.or.jp

11 留意事項

- ① 浜松市が認定商品の購入を約束するものではありません。
- ② 浜松市が認定商品の品質等を保証するものではありません。
- ③ 申請書に含まれる著作物等の著作権は浜松市に帰属しませんが、公表その他当事業に必要な用途に用いる場合には、浜松市はこれを無償で使用できることとします。
- ④ 申請書等の提出された書類は返却いたしません。
- ⑤ 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 浜松市は、当事業において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- ⑦ 特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全などに関する責任は、当事業において認定した事業者が負うものとします。
- ⑧ 浜松市が発注する入札に参加するためには、原則として2年毎に作成する入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。当事業以外で、入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。
詳しくは、浜松市公式ウェブサイトを参照してください。
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tyotatu/bid/qualification/index.html>

12 認定の取り消し

- ① 特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合や認定基準に適合しなくなった場合、虚偽の申請を行った場合には、認定を取り消すことがあります。
- ② その他、浜松市トライアル発注認定事業実施要綱第13条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。
⇒浜松市トライアル発注認定事業実施要綱第13条及び引用条文については、次ページ以降に掲載しています。

《参考》浜松市トライアル発注認定事業実施要綱(抜粋)

(認定の取消し)

第13条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の規定による認定の区分を取り消すことができる。

- (1) 実施計画に従って新商品等の生産・提供を実施していないとき。
- (2) 第7条の認定基準に適合しなくなったとき。
- (3) 偽り又は不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2に定める措置要件に該当する行為その他法令違反等不正な行為があったと認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が認定することが適当でないとき。

(認定基準)

第7条 申請者から提出された実施計画の記載内容は、次の各号に掲げる基準すべてに適合するものでなければならない。

- (1) 新商品等が、第2条又は第3条の要件のいずれかに該当すること。
- (2) 申請者が第4条の要件に該当すること。
- (3) 認定申請書に記載した事項を確実に実施しうること。
- (4) 実施計画が関係法令に違反しない又は違反するおそれがないこと。
- (5) 実施計画が公序良俗に反するものでないこと。

(対象となる新商品)

第2条 この要綱において、「新商品」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、過去に申請した実績がある同一商品(第10条第3項本文の規定により再度審査対象とするものに該当する場合を除く。)を除く。

- (1) 自ら開発し、浜松市内で自らの商品として製造又は販売する商品であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる商品であること。
- (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号の要件をいずれも満たしていること。

2 浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱第11条の交付決定を受けた事業については、前項第1号の要件を満たすものとみなす。

(対象となる新役務)

第3条 この要綱において、「新役務」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、工事における工法及び技術、その他市長が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの及び過去に申請した実績がある同一役務(第10条第3項本文の規定により再度審査対象とするものを除く。)を除く。

- (1) 自ら開発し、浜松市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
 - (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
 - (3) 市場性が見込まれる役務であること。
 - (4) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号の要件をいずれも満たしていること。
- 2 浜松市新産業創出事業費補助金交付要綱第11条の交付決定を受けた事業、浜松市実証実験サポート事業費補助金交付要綱第9条および浜松市スタートアップ連携促進事業費補助金交付要綱第8条の交付決定を受けた実証事業については、前項第1号の要件を満たすものとみなす。

(認定対象者)

第4条 この要綱の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 浜松市内に事業所を有し、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 浜松市税の滞納がない者
- (3) 浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でないこと。また、それらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱又は浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。
- (5) 個人事業者が申請する場合、成年被後見人、被保佐人、被補助人、禁治産者、準禁治産者、破産者又は破産手続開始決定の通知を受けている者でないこと。